

第2章 施策の進捗状況

本章では、環境基本計画の概略、重点施策と一般施策に関する進捗状況について報告します。

また、環境基本計画の分野別計画である生物多様性あきる野戦略の概略と施策の進捗状況も併せて報告します。

1 第二次あきる野市環境基本計画改訂版【あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】の施策の進捗状況

1-1 第二次あきる野市環境基本計画改訂版【あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】とは

1) 概 要

環境基本計画は、環境基本条例第8条に基づいて策定するものであり、持続的発展が可能な社会の実現に向けて、環境の保全等に関する基本的な施策の方向性等を示すことを目的としています。

また、「あきる野市総合計画」の環境分野を担う計画であり、本市の環境行政の根幹をなすものです。さらに、「生物多様性あきる野戦略」などの環境分野における個別計画等の最上位となるもので、これらを体系付ける役割を担っています。

なお、エネルギー環境分野は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に規定される「その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策」に該当するものです。

本計画の推進に当たっては、「あきる野市都市計画マスタープラン」などの他の分野の個別計画と連携・調整を図っていきます。

2) 望ましい環境像

環境基本計画では、あきる野市の環境の特性と課題を踏まえ、21世紀半ばを見据えた望ましい環境像と、その実現に向けた4つの分野別の方針を設定しています。

【あきる野市の望ましい環境像】

歩きたくなるまち 住みたくなるまち あきる野

《自然環境分野の方針》

豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ

《生活環境分野の方針》

清潔で快適な循環型のまちの創出

《エネルギー環境分野の方針》

**市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進
あきる野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)**

《人の活動分野の方針》

将来に向かって市民・事業者・市が協働する

3) 施策の体系

環境基本計画では、望ましい環境像の実現に向けた分野別の方針の実現に向けて、実施すべき施策を示しています。

分野別方針	施策の柱	施策（★：重点施策）	
《自然環境分野》 豊かな緑と水に育まれた恵みを次世代に引き継ぐ	自－１ 基礎情報の調査・収集	①生物多様性の把握・モニタリングの継続	・各種調査の継続・実施 ・調査結果の収集 ・情報の集約
		★②保全・再生・活用すべき場所の調査	・市内各所の評価の実施 ・保全等すべき場所の調査
		③生物多様性に関する情報の共有化	・様々な方策による情報発信 ・情報発信する内容の工夫
	自－２ 生物多様性の保全	★①生物多様性保全の推進	・区域指定など ・保存する種の選定
		②有害鳥獣対策及び外来種対策の推進	・有害鳥獣対策及び外来種対策の効率化 ・有害鳥獣対策の継続・拡大 ・外来種対策の継続・拡大
		③生態系の保全に向けた取組の推進	・森林に関する取組 ・里山に関する取組 ・農地に関する取組 ・河川に関する取組 ・地下水・湧き水に関する取組 ・崖線緑地に関する取組
	自－３ 生物多様性の創出	★①恵み豊かな緑と水の創出	・森林に関する取組 ・魅力あふれる川づくりに関する取組
		②市街地における緑の保全・創出	・公共施設などの緑の充実・拡大 ・市街地の緑化の推進 ・崖線緑地の回復・充実
	自－４ 生物多様性の活用	①地産地消の推進	・農畜産物における取組 ・地元産材における取組
		②生物多様性を活かした商品等の開発	・地域ブランド普及拡大など
		③生物多様性を活かした観光振興	・観光拠点等の運営・整備 ・観光ルートの設定など ・溪流を活かした取組
《生活環境分野》 清潔で快適な循環型のまちの創出	生－１ 公害対策の推進	①公害の防止	・環境調査の継続と生活環境に関する情報の収集・公開 ・大気汚染対策・悪臭対策の充実 ・水質汚濁防止対策の充実 ・騒音防止対策の充実 ・有害化学物質対策の充実 ・その他の公害対策・生活環境保全策の充実
	生－２ 資源循環型社会の構築	★①３Ｒの推進	・ごみ減量の推進
		②資源循環型社会に向けたシステムづくり	・リサイクルの推進等

分野別方針	施策の柱	施策（★：重点施策）	
		③環境に配慮した収集・処理の推進	・環境に配慮したごみ処理の推進
	生－３ 清潔で快適なまちづくりの推進	①清潔なまちづくり	・清潔な街並みの維持 ・ポイ捨て防止等 ・空き地・空家の適正管理 ・ペットの適正飼育
		②快適で魅力あふれるまちづくり	・歩きやすい散策路などの整備
《エネルギー環境分野》 市民・事業者・市が一体となった地球温暖化対策の推進 あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	エネ－１ 省エネ・再エネの推進	★①家庭生活や事業活動における省エネの推進	・省エネ型活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の実践・奨励 ・市の事務事業における取組
		②建物・設備における省エネ・再エネの推進	・再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入 ・建物自体の省エネ化の推進 ・公共施設等における取組
	エネ－２ 移動手段における地球温暖化対策の推進	★①自動車の燃料使用量の節減	・エコドライブの推進 ・次世代自動車等の普及促進 ・公用車における燃料使用量の節減
		②移動手段の転換等	・移動手段の転換に伴う効果の周知 ・公共交通機関の利便性向上 ・自転車の利用拡大 ・市の事務事業における移動手段の転換等
	エネ－３ 緑の活用	★①森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加	・森林の保全 ・森林の活用
		②地球温暖化対策につながる地産地消の推進	・農畜産物に関するもの
	エネ－４ 気候変動への適応	①気候変動適応に向けた取組	・自然災害対策 ・健康被害対策
《人の活動分野》 将来に向かって市民・事業者・市が協働する	人－１ 人材の育成	★①次世代を担う子ども達の育成	・小中学校における環境教育の継続 ・様々な場面や場所における環境教育の継続・充実
		②後継者の育成	・担い手の育成や活用 ・後継者育成
		③普及啓発の実施（イベントなど）	・各種普及啓発の検討及び実施
	人－２ 協働体制の構築	★①協働体制の整備	・各種委員会等の運営 ・活動団体への支援
		②協働の機会の創出	・市民が気軽に参加できる機会の創出

1-2 施策進捗状況評価

重点施策、一般施策・事業の進捗状況、評価結果を報告します。各担当課の実績等については、資料編をご覧ください。

＜凡例＞

【重点施策、一般施策・事業の評価基準について】

S	予定以上に実施した。
A	予定どおりに実施した。
B	実施しているが、予定どおりに実施できなかった。
C	実施していない。
F	事業が完了（終了）した。

自然環境分野

自-1 基礎情報の調査・収集

【目標】

- ・ 生物調査等が実施され、生物多様性の現状等が把握されている。
- ・ 生物多様性の現状等から、保全・再生・活用すべき場所の抽出が進められている。
- ・ 生物多様性の現状等の情報を推進主体間で共有するための手法が確立されている。

①生物多様性の把握・モニタリングの継続

- i) 各種調査の継続・実施
- ii) 調査結果の収集
- iii) 情報の集約

＜施策・事業＞

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	自然環境調査の継続	環境政策課	A

	森林レンジャーあきる野による各種調査の継続	環境政策課	A
	専門機関等との連携による調査の検討	環境政策課	A
ii)	市民などによる調査の結果の収集	環境政策課	A
iii)	生物多様性に関する各種情報の整理・集約	環境政策課	A
	生物目録の作成・更新	環境政策課	A
	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	環境政策課	A

②保全・再生・活用すべき場所の調査【重点】

- i) 市内各所の評価の実施
- ii) 保全等すべき場所の調査

＜施策・事業＞

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	各種情報の地図情報化及び更新	環境政策課	A
	生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）	環境政策課	A
ii)	保全・再生・活用すべき場所の抽出	環境政策課	A

③生物多様性に関する情報の共有化

- i) 様々な方策による情報発信
- ii) 情報発信する内容の工夫

＜施策・事業＞

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	各種リーフレットの作成（更新）・公開	環境政策課	A
	水と緑のマップの充実	環境政策課	A
	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に対する意識啓発を目的とした講座の実施）	環境政策課	B
	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	環境政策課	A
ii)	森の魅力やみどりの大切さの発信	環境政策課	A
	農地の環境面からの機能の発信	農林課	A
	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む）	環境政策課 生活環境課	A

自－２ 生物多様性の保全

【目標】

- ・ 「生物多様性保全条例」の制定などにより、生物多様性を保全するための仕組みが構築されている。
- ・ 有害鳥獣対策や外来種対策が継続・拡大している。
- ・ 個々の生態系に即した保全の取組が進められている。

①生物多様性保全の推進【重点】

- i) 区域指定など
- ii) 保存する種の選定

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	生物多様性保全区域の指定の検討	環境政策課	B
	市民・観光客向けカントリーコードの設定	環境政策課	B
	重要地域の公有地化	環境政策課	A
	保存緑地の指定	環境政策課	A
	文化財の保護	生涯学習推進課	A
ii)	あきる野市版レッドリストの作成	環境政策課	A
	指定種の指定の検討	環境政策課	C

②有害鳥獣対策及び外来種対策の推進

- i) 有害鳥獣対策及び外来種対策の効率化
- ii) 有害鳥獣対策の継続・拡大
- iii) 外来種対策の継続・拡大

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	環境政策課 農林課	A
ii)	有害鳥獣対策の実施	農林課	A

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
iii)	外来種対策の実施	環境政策課	A
	外来種対策の拡大・強化の検討	環境政策課	A
	特定外来生物対策（アライグマ・クビアカツヤカミキリ等）の実施	環境政策課	A
	国及び東京都等と連携した特定外来種対策の推進	環境政策課	A

③生態系の保全に向けた取組の推進

- i) 森林に関する取組
- ii) 里山に関する取組
- iii) 農地に関する取組
- iv) 河川に関する取組
- v) 地下水・湧き水に関する取組
- vi) 崖線緑地に関する取組

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の保全）	環境政策課	A
	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の保全）	農林課	A
	森林保全・活用のための整備の推進（森林の保全）	環境政策課 農林課	A
ii)	里山での保全管理活動の実践	環境政策課	A
	里山の保全策の検討	環境政策課	A
iii)	農地の適正管理と活用（生産緑地制度の推進・管理・追加指定、担い手への農地集積、観光・体験農園の検討（遊休農地の活用ほか））	農林課 都市政策課	A
iv)	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全	生活環境課 建設課	A
	清流保全協力員活動の継続	生活環境課	A
v)	地下水保全対策の継続（揚水規制）	生活環境課 農林課	A
	湧水保全対策（湧水調査、湧水のPR、雨水浸透の促進）の継続	生活環境課 住宅政策課	A
vi)	崖線地区の保全	環境政策課 住宅政策課	A

自－3 生物多様性の創出

【目標】

- ・ 「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく森林保全・林業振興策等の推進により森林の生物多様性が向上している。
- ・ 秋川の河川環境が向上し、遡上が確認されているアユや、ヤマメ等の魚類の生息数や生息環境の回復が図られている。
- ・ 公共施設をはじめ、市街地や崖線の緑の充実・拡大が図られている。

①恵み豊かな緑と水の創出【重点】

- i) 森林に関する取組
- ii) 魅力あふれる川づくりに関する取組

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進（森林の創出）	農林課	A
	森林環境譲与税の活用	農林課	A
	郷土の恵みの森づくり事業の推進（森林の創出）	環境政策課	A
	アニマルサンクチュアリ活動の継続	環境政策課	A
	森林保全・活用のための整備の推進（森林の創出）	環境政策課 農林課	A
	市有林を主体とする広葉樹林帯を拡大し（モデル地区による「美林の里」づくり）、森の魅力を発信する	農林課	A
ii)	河川環境の維持・向上	環境政策課 建設課	A
	魚道の整備	農林課	A
	魚類が産卵しやすい川づくり	農林課	A
	稚魚の放流	農林課	A
	遡上が確認されているアユなどの魚類の保護の推進	農林課	A
	河川環境の向上についての検討	環境政策課	B

②市街地における緑の保全・創出

- i) 公共施設などの緑の充実・拡大
- ii) 市街地の緑化の推進
- iii) 崖線緑地の回復・充実

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	公共における生物多様性に配慮した緑の充実・拡大（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	関係各課	A
ii)	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）	環境政策課 住宅政策課	A
	住宅地等の緑化の推進（苗木配布、グリーンカーテン普及等）	環境政策課	A
	農地や緑地の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
iii)	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	地域防災課 環境政策課	A

自－４ 生物多様性の活用

【目標】

- ・ 生物多様性の恵みである地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している。
- ・ 豊かな生物多様性に着目した商品開発や地域のブランド化が図られている。
- ・ 豊かな生物多様性を地域資源として活用し、観光振興などにより地域活性化に貢献している。

①地産地消の推進

- i) 農畜産物における取組
- ii) 地元産材における取組

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	地産地消型農業の推進	農林課	A
ii)	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）	農林課	A
	公共施設における地元産材の使用促進	施設所管課	A

②生物多様性を活かした商品等の開発

- i) 地域ブランドの普及拡大など

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	「秋川溪谷物語」ブランドの普及拡大	商工振興課	A
	「秋川溪谷」のブランド化の推進	観光まちづくり 推進課	A
	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	環境政策課 商工振興課	A

③生物多様性を活かした観光振興

- i) 観光拠点等の運営・整備
- ii) 観光ルートの設定など
- iii) 溪流を活かした取組

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化	観光まちづくり推進課	A
	秋川溪谷戸倉体験研修センターの運営	観光まちづくり推進課	A
ii)	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	環境政策課 観光まちづくり推進課	A
	各種マップの作成	観光まちづくり推進課 など	A
	古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備	環境政策課	A
	観光ボランティアガイドの育成	観光まちづくり推進課	A
	各種ルートの設定（散歩路、遊歩道）	観光まちづくり推進課 など	A
iii)	釣りなどのレジャーへの活用	観光まちづくり推進課 など	A
	バーベキュー場の維持管理	観光まちづくり推進課	A

生活環境分野

生－１ 公害対策の推進

【目標】

- ・ 大気や水質、騒音、振動などに関する環境調査の継続により、公害に関する現状把握や情報提供の仕組みが維持されている。
- ・ 大気汚染や水質汚濁、騒音、振動などの公害対策が継続され、良好な環境の維持・向上が図られている。

①公害の防止

- i) 環境調査の継続と生活環境に関する情報の収集・公開
- ii) 大気汚染対策・悪臭対策の充実
- iii) 水質汚濁防止対策の充実
- iv) 騒音防止対策の充実
- v) 有害化学物質対策の充実
- vi) その他の公害対策・生活環境保全策の充実

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	環境調査の継続	生活環境課	A
	生活環境に関する情報の収集・公開	生活環境課	A
ii)	粉じん防止対策の充実	生活環境課	A
	悪臭防止対策の充実	生活環境課	A
iii)	事業所排水対策（水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施）の継続	生活環境課	A
	生活排水対策（下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施）の継続	生活排水対策課	A
	下水道の整備	生活排水対策課	A
	下水道事業認可区域外の地域における汚水処理施設設置検討	生活排水対策課	A
iv)	工場・事業場からの騒音防止対策の充実	生活環境課	A
	道路交通騒音対策の実施（東京都等への要望）	建設課	A
	近隣騒音防止対策の充実（啓発・指導）	生活環境課	A
	航空騒音対策の実施（関係機関への要請）	企画政策課	A

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
v)	有害化学物質に係る情報の充実（情報提供）	生活環境課	A
	有害化学物質の使用の適正化の促進（届出に係る指導）	生活環境課	A
vi)	振動防止対策の充実（苦情に伴う指導）	生活環境課	A
	土壌汚染対策の実施（調査や対策の指導等）	生活環境課	A
	家畜のふん尿等の衛生管理の推進（指導、巡回指導、排せつ物処理施設の整備）	農林課	A
	光害防止対策の研究	生活環境課	A

生一2 資源循環型社会の構築

【目標】

- ・ 資源と集団回収を除く一人一日当たりのごみ排出量について、平成22（2010）年度に対し約9%（56g／人・日）削減している。
- ・ 平成22（2010）年度に約27%だったリサイクル率について、約35%まで増加している。
- ・ ごみの減量化や資源化（リサイクル）、処理処分を行う施設の充実が図られている。

①3Rの推進(ごみの発生抑制に関する施策)【重点】

i) ごみ減量の推進

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	ごみ会議の運営・推進	生活環境課	A
	ごみ減量・リサイクル意識の啓発（「へらすぞう」の発行）	生活環境課	A
	生ごみリサイクルの促進	生活環境課	A
	落ち葉の堆肥化の推進	生活環境課	A
	水切りの徹底	生活環境課	A
	環境フェスティバルへの参加等のイベントの実施	生活環境課	A
	廃食油の有効利用の促進	生活環境課	A
	事業者へのごみ減量啓発	生活環境課	A
	食品ロス削減の推進	生活環境課	S
	廃プラ問題への取組	生活環境課	S

②資源循環型社会に向けたシステムづくり

i) リサイクルの推進等

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	ごみの戸別収集・有料化の継続	生活環境課	A
	資源集団回収の推進	生活環境課	A
	資源回収の充実	生活環境課	A
	新たなリサイクルシステムの検討	生活環境課	A
	放置自転車リサイクルの実施	地域防災課	A
	最終処分場掘り起こし再生	生活環境課	F

③環境に配慮した収集・処理の推進

i) 環境に配慮したごみ処理の推進

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	直接搬入ごみの受入れ	生活環境課	A
	環境低負荷型の収集の実現	生活環境課	A
	清掃工場の適正管理	生活環境課	A

生－３ 清潔で快適なまちづくりの推進

【目標】

- ・ 市街地に緑があふれ、誰もが身近にふれあえるまちになっている。
- ・ ごみのない、清潔なまちづくりに向け、多様な主体が連携して取り組んでいる。
- ・ 誰もが思わず歩きたくなるような魅力的な街並みが形成されている。

① 清潔なまちづくり

- i) 清潔な街並みの維持
- ii) ポイ捨て防止等
- iii) 空き地・空家の適正管理
- iv) ペットの適正飼育

＜施策・事業＞

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	不適正な屋外広告物（看板等）の指導、撤去	住宅政策課	A
	道路・街路樹・公園・公共施設等の適正管理	生活環境課 都市政策課 建設課 施設所管課	A
ii)	たばこ・ごみのポイ捨て防止（意識啓発）	生活環境課	A
	一斉清掃の実施（海ごみゼロウィークの取組）	生活環境課	A
	ボランティア袋の配布や収集ごみの回収など	生活環境課	A
	ポイ捨て防止などの対策の研究	生活環境課	A
	不法投棄対策の充実	生活環境課	A
iii)	空き地の適正管理	生活環境課	A
	空家対策計画の推進	住宅政策課	A
iv)	ペットの飼い方等の意識啓発	健康課	A
	ペットの飼い方等に関する苦情対策	生活環境課 健康課	A

②快適で魅力あふれるまちづくり

i) 歩きやすい散策路などの整備

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	地区計画などを活かした良好な街並みづくり	都市政策課 区画整理推進室	A
	歩きやすい散策路、遊歩道等の整備	環境政策課 観光まちづくり推進課	A
	市民参加型のまちづくりに向けた意識啓発	環境政策課 都市政策課	A

エネルギー環境分野

【「あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」としての位置付け】

この分野は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）第19条第2項に基づき、「あきる野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に相当するものであり、平成26（2014）年度に策定した「あきる野市地球温暖化対策地域推進計画」の内容を見直して取りまとめました。

【二酸化炭素排出量の将来推計】

現状から新たな地球温暖化対策を行わないとした場合（現状趨勢（すうせい）ケース）の推計を行いました。令和12（2030）年度における二酸化炭素排出量は289.0千t-CO₂と推計され、平成30（2018）年度における二酸化炭素排出量から、7.0千t-CO₂の削減（－2.4％）となります。

【二酸化炭素排出量の削減目標】

令和 12（2030）年度までに 48.6％削減
（平成 25（2013）年度比）

エネー1 省エネ・再エネの推進

【目標】

- ・ 家庭や事業所、公共施設における省エネが定着し、エネルギー使用量の削減が図られている。
- ・ 市民等におけるグリーン購入などの環境に配慮した消費行動が定着している。
- ・ 家庭や事業所に再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器が積極的に導入されている。
- ・ 2050年カーボンニュートラルに向け、国や都と協力して温室効果ガスの削減の取組が推進されている。

①家庭生活や事業活動における省エネの推進【重点】

- i) 省エネ型活動の推進
- ii) 環境に配慮した消費行動の実践・奨励
- iii) 市の事務事業における取組

＜施策・事業＞

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	省エネに関する情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
	環境家計簿などの普及拡大	環境政策課	A
	エネルギーマネジメントに関する情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
	環境フェスティバルの開催	環境政策課	A
ii)	グリーン購入等の環境に配慮した消費行動の情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課 生活環境課	A
iii)	こまめな消灯などの省エネの推進（公共施設）	関係各課	A
	環境に配慮した消費行動の実践（公共施設）	関係各課	A
	公共施設におけるエネルギーマネジメントの実施	関係各課	A

②建物・設備における省エネ・再エネの推進

- i) 再生可能エネルギー設備・機器や省エネルギー設備・機器の導入
- ii) 建物自体の省エネ化の推進
- iii) 公共施設等における取組

＜施策・事業＞

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	再生可能エネルギー技術や省エネルギー技術などの情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
	家庭における再生可能エネルギー設備等の導入支援	環境政策課	A
ii)	スマートハウスや省エネ改修などの情報収集や情報提供、普及啓発	環境政策課	A
iii)	再生可能エネルギー設備・機器の導入	施設所管課	A
	省エネルギー設備・機器の導入（公共施設のLED化など）	建設課 施設営繕課	A
	ESCO事業などによる省エネ改修の実施検討	環境政策課 施設所管課	A

エネー2 移動手段における地球温暖化対策の推進

【目標】

- ・ エコドライブの定着や次世代自動車の普及により、運輸部門における二酸化炭素排出量が削減されている。
- ・ 公共交通機関、自転車などの積極的利用が図られている。
- ・ 公用車に次世代自動車（主に電気自動車）の導入が推進されている。

①自動車の燃料使用量の節減【重点】

- i) エコドライブの推進
- ii) 次世代自動車等の普及促進
- iii) 公用車における燃料使用量の節減

＜施策・事業＞

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	エコドライブの情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
	エコドライブの普及を推進する（イベントの実施など）	環境政策課	A
ii)	次世代自動車や低公害車の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
	次世代自動車の開発動向に対応した施策の充実（水素ステーションの設置研究など）	環境政策課	A
iii)	公用車における燃費管理を徹底し、エコドライブをより一層推進する	環境政策課	A
	職員を対象としたエコドライブの普及・推進を図る	総務課	A
	公用車に次世代自動車（主に電気自動車）を計画的に導入する	総務課 環境政策課	A

②移動手段の転換等

- i) 移動手段の転換に伴う効果の周知
- ii) 公共交通機関の利便性向上
- iii) 自転車の利用拡大
- iv) 市の事務事業における移動手段の転換等

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	移動手段の転換による二酸化炭素排出量の削減効果に関する情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
ii)	公共交通事業者と連携し、公共交通機関の利便性向上に向けた取組を継続する	企画政策課 総務課 環境政策課	A
iii)	必要に応じて駐輪場を整備する	地域防災課	A
	自転車の優遇方策の研究及び検討	環境政策課	A
	自転車の更なる有効活用方策の検討	環境政策課	A
iv)	徒歩や自転車での移動、公共交通機関の積極的な利用を継続する	総務課 環境政策課	A

エネー3 緑の活用

【目標】

- ・ 「郷土の恵みの森づくり事業」や「森林整備計画」に基づく森林保全・林業振興策等の推進により森林の健全性が向上している。
- ・ 市街地に緑があふれ、誰もが身近にふれあえるまちになっている。
- ・ 地域の農畜産物や地元産材の地産地消が定着している。

①森林の保全と二酸化炭素の吸収量・固定量の増加【重点】

- i) 森林の保全
- ii) 森林の活用

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	森林の多面的機能の情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	A
ii)	木質バイオマス利活用方法の研究等の推進	環境政策課	A
	カーボンオフセットの仕組みづくりや活用方策について研究する	環境政策課	A

②地球温暖化対策につながる地産地消の推進

- i) 農畜産物に関するもの

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	地産地消と地球温暖化対策の関連性について情報を収集し、情報提供、普及啓発を図る	環境政策課	C

エネー4 気候変動への適応

【目標】

- ・ 市民・地域・市がそれぞれの役割を理解し、集中豪雨や大型台風に伴う土砂災害や浸水被害に対する備えが行われている。
- ・ 気温上昇による熱中症や感染症などの健康被害を最小限に抑制するための取組がされている。

①気候変動適応に向けた取組

- i) 自然災害対策
- ii) 健康被害対策

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	ハザードマップにより、危険箇所や避難場所の周知徹底を図る	地域防災課	A
	自然災害に対する様々な備えについての普及・啓発を行う	地域防災課	A
	防災・安心地域委員会と連携した防災の取組の推進	地域防災課	A
ii)	熱中症予防の普及・啓発と注意喚起の取組を推進する	健康課	A
	クールシェア・ウォームシェアなどの普及・啓発	環境政策課	A
	室温の上昇を抑えるグリーンカーテンの普及・啓発	環境政策課	A

人の活動分野

人ー1 人材の育成

【目標】

- ・ 生物多様性に関する環境教育や体験学習が定着し、次世代の環境に関する取組を担うことのできる子ども達が育成されている。
- ・ 農林業の担い手や環境に関するボランティアなどの取組の担い手が育成されている。
- ・ 各種の取組に携わる機会となる普及啓発イベント等が実施されている。

①次世代を担う子ども達の育成【重点】

- 小中学校における環境教育の継続
- 様々な場面や場所における環境教育の継続・充実

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	小中学校における環境教育の推進	指導室	A
	小中学校における食育の推進	指導室 学校給食課	A
	小中学校で活用できる教材の作成	環境政策課	A
ii)	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続	環境政策課	A
	森の子コレンジャー活動の継続	環境政策課	A
	菅生地区における森づくりを通じた環境教育の継続	環境政策課	F
	未就学児を対象とした環境教育の推進	環境政策課 保育課	A
	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の推進	保育課	A
	小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進	環境政策課	C

②後継者の育成

- i) 担い手の育成や活用
- ii) 後継者育成

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実	環境政策課	B
	農業の担い手の育成支援	農林課	A
ii)	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	農林課	A

③普及啓発の実施(イベントなど)

- i) 各種普及啓発の検討及び実施

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	リユースなどの普及啓発イベント（環境フェスティバル・スポーツごみ拾いなど）を実施する	環境政策課	A
	参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む）	環境政策課 生活環境課	A
	生物多様性を体験できるイベントの実施	環境政策課	A
	小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施	環境政策課	C
	食育の推進	農林課 学校給食課	A
	図書館における環境情報コーナーの充実	図書館	A

人ー2 協働体制の構築

【目標】

- ・ 各推進主体や庁内関係部署が参画する環境施策に関連した組織が機能している。
- ・ 様々な主体が参加できる機会の維持・創出が図られている。

①協働体制の整備【重点】

- i) 各種委員会等の運営
- ii) 活動団体への支援

<施策・事業>

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	環境委員会の運営	環境政策課	A
	生きものの会議の運営	環境政策課	A
ii)	生物多様性の活動を支援する仕組みの検討	環境政策課	A

②協働の機会の創出

i) 市民が気軽に参加できる機会の創出

＜施策・事業＞

施策・事業内容		担当課	令和6年度 評価
i)	森林サポートレンジャーあきる野の継続	環境政策課	B
	森づくりにおける町内会・自治会などとの連携	環境政策課	A
	市民参加の森づくり事業の推進（ボランティアの育成・活用の仕組みづくり）	環境政策課 農林課	A
	企業や自治体との協働の森づくりの推進	農林課	A
	遊休農地の活用方法の検討・推進（担い手への農地集積、観光・体験農園）	農林課	A
	ふるさと農援隊の継続	高齢者支援課	A
	あきる野の農と生態系を守り隊の継続	農林課	A
	流域の一体的な保全（平井川流域連絡会への参画などの河川管理者との連携による河川管理）	環境政策課	A
	アダプト制度の運用	建設課	A
	打ち水や散水を奨励する仕組みづくり	環境政策課	C
	クールシェア・ウォームシェアを奨励する仕組みづくり	環境政策課	A

2 生物多様性あきる野戦略の施策の進捗状況

2-1 生物多様性あきる野戦略とは

1) 概 要

市では、生物多様性基本法に基づき、平成26年9月に、生物多様性あきる野戦略を策定しました。

生物多様性あきる野戦略は、市の生物多様性の現状等をまとめるとともに、生物多様性の保全と活用に向けて、望ましい姿や施策の基本的方針、施策を進めるための仕組みの構築、各種取組の位置付けを示しています。また、環境基本計画の自然環境分野を担うとともに、同計画の生活環境分野やエネルギー環境分野、人の活動分野にも横断的に関わるものです。

生物多様性の保全と活用は、市のまちづくりや農林業施策、観光施策、教育などの様々な分野別計画に関連するため、本戦略は、「郷土の恵みの森構想」、「郷土の恵みの森づくり基本計画」と同様に、様々な分野別計画に横断的に関わるものとしています。

2) 望ましい姿

生物多様性あきる野戦略では、本戦略に示す施策や取組を推進し、生物多様性の保全や活用などが継続的に実施されている将来の状況を「望ましい姿」として示し、生物多様性に関わる主体が共有できるイメージとしています。

また、本戦略を意欲的に推進するため、対象期間（10年間）における達成すべき目標を基本戦略として設定しています。

【望ましい姿】

美しい自然と生物多様性の恵みにあふれ、その恵みを大切にしながら、みんなで守り育て伝えていくまち

《基本戦略1》

生物多様性を保全する仕組みを構築します

《基本戦略2》

本市において保全が必要な種や場所の選定を進めます

《基本戦略3》

生物多様性を活用する際の配慮事項を定め、周知します

《基本戦略4》

生物多様性の課題を検討する仕組みを構築します

3) 施策の体系

本戦略では、生物多様性の施策や取組を進めるに当たり、目指すべき方向性を基本方針として設定し、方針ごとに施策や取組をまとめています。また、施策の意義を分かりやすく示すため、キーワードとなる施策の柱を設定しています。

基本方針	施策の柱	施策（★は重点施策）
1 基礎情報の調査・収集	①知る・調べる	1 生物多様性の把握・モニタリングの継続
		2 保全・再生・活用すべき場所の抽出★
		3 生物多様性に関する情報の共有化
2 生物多様性に関する意識の醸成	②学ぶ・受け継ぐ	1 生物多様性の普及啓発
		2 次世代を担う子ども達の育成★
		3 後継者の育成
3 生物多様性の保全	③守る	1 生物多様性を保全する仕組みづくり★
		2 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進
		3 生態系の保全に向けた取組の推進
	④創る	1 恵み豊かな緑と水の創出★
		2 市街地における緑の創出
4 生物多様性の持続的な活用	⑤活かす	1 地産地消の推進
		2 生物多様性を活かした商品等の開発
		3 生物多様性を活かした観光振興★
5 推進主体間の協働体制の構築	⑥つながる	1 推進主体などによる協働体制の構築★
		2 協働の機会の創出★

※ 重点施策とは、基本戦略を達成する上で中心となる施策や本市の生物多様性における特徴に対応する施策など、より積極的に推進していく施策です。

2-2 施策進捗状況評価

重点施策、一般施策・事業の進捗状況、評価結果を報告します。各担当課の実績等については、資料編をご覧ください。

<凡例>

【重点施策、一般施策・事業の評価基準について】

S	予定以上に実施した。
A	予定どおりに実施した。
B	実施しているが、予定どおりに実施できなかった。
C	実施していない。
F	事業が完了（終了）した。

基本方針 1 基礎情報の調査・収集

①知る・調べる

- ① - 1 生物多様性の把握・モニタリングの継続
- ① - 2 保全・再生・活用すべき場所の抽出（重点施策1）
- ① - 3 生物多様性に関する情報の共有化

（1）生物多様性の把握・モニタリングの継続：生物多様性あきる野戦略① - 1

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和6年度 評価
各種調査の継続・実施に関するもの	自然環境調査の継続	環境政策課	A
	森林レンジャーあきる野による各種調査の継続	環境政策課	A
	河川の水質調査	生活環境課	A
	地下水汚染調査	生活環境課	A
	湧水調査	生活環境課	A
	専門機関等との連携による調査の検討	環境政策課	A
調査結果の収集に関するもの	市民などによる調査の結果の収集	環境政策課	A
情報の集約に関するもの	各種情報の整理・集約	環境政策課	A
	生物目録の作成・更新	環境政策課	A
	生物種の生活史等の調査研究を支援する仕組みづくりの検討	環境政策課	A

（2）保全・再生・活用すべき場所の抽出（重点施策1）：生物多様性あきる野戦略① - 2

＜ゴール（目標とする到達点）＞

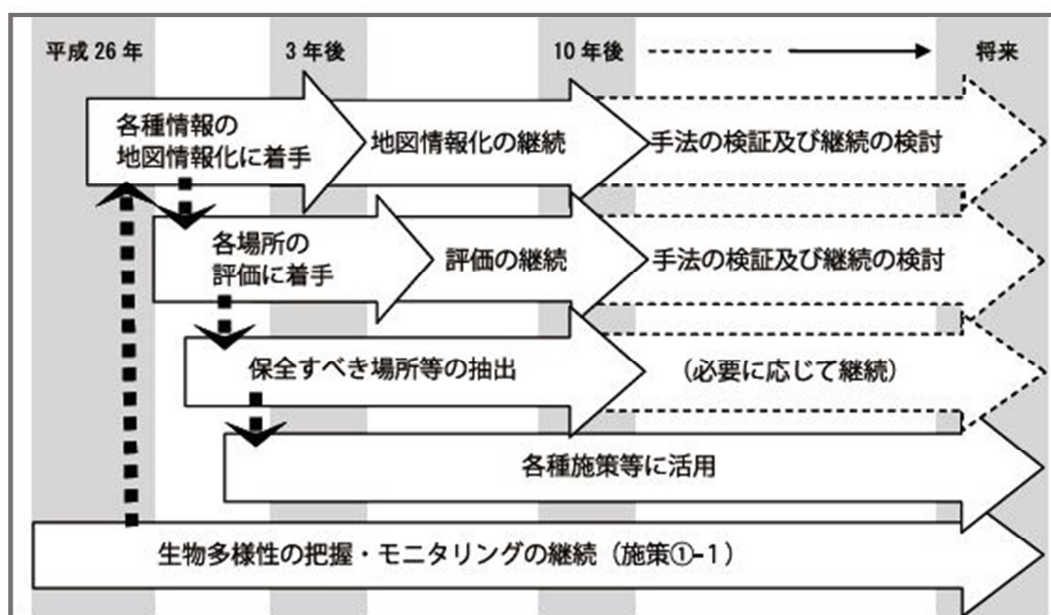
- 1 生物多様性の調査結果等の情報が地図化され、生物多様性の成因や状況などを把握している。
- 2 保全すべき場所、再生が必要な場所、活用が見込める場所の抽出を行うとともに、さらなる抽出の必要性について検討している。
- 3 1及び2の内容が各種施策等に活かされている。

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和6年度 評価
市内各所の評価に関するもの	各種情報の地図情報化	環境政策課	A
	生物多様性に関する市内各所の評価（森林の環境面からの機能評価など）	環境政策課 農林課※	A
保全等すべき場所の抽出に関するもの	保全・再生・活用すべき場所の抽出	環境政策課	A

※ 環境面からの機能評価は、環境政策の分野であるため、第二次環境基本計画の担当課から削除

<重点施策1のスケジュール>



(3)生物多様性に関する情報の共有化：生物多様性あきる野戦略① - 3

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和6年度 評価
情報発信の方策に関するもの	各種リーフレットなどの作成・公開	環境政策課	A
	水と緑のマップの充実	環境政策課	A
	生物多様性に関する講演会の実施（生物多様性に関する意識啓発を目的とした講座の実施）	環境政策課	B
	生物多様性情報公開用ウェブサイトの作成	環境政策課	A
情報発信の内容に関するもの	森の魅力発信	環境政策課	A
	みどりの大切さの発信	環境政策課	A
	農地の環境面からの機能の発信	農林課	A
	生物多様性の概念や生態系サービスの重要性の発信（湧き水の重要性も含む。）	環境政策課 生活環境課	A

基本方針２ 生物多様性に関する意識の醸成

②学ぶ・受け継ぐ

- ② - 1 生物多様性の普及啓発
- ② - 2 次世代を担う子ども達の育成（重点施策２）
- ② - 3 後継者の育成

（１）生物多様性の普及啓発：生物多様性あきる野戦略② - 1

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和６年度 評価
イベントの実施に関するもの	参加型イベントの検討・実施（川遊びのマナー向上、清掃活動、食に関するものなども含む。）	環境政策課 生活環境課	A
	生物多様性を体験できるイベントの実施	環境政策課	A
	小峰ビジターセンターや河川管理者などとの連携によるイベントの実施	環境政策課	C
食育の推進に関するもの	食育の推進	農林課 健康課※ ¹ 指導室※ ² 学校給食課	A

※¹ 健康課が実施する食育の目標と環境基本計画の取組目標に相違があるため、第二次環境基本計画の担当課から削除

※² 学習指導に伴う食育は、学校生活におけるものであり、家庭における食育への関与が困難であるため、第二次環境基本計画の担当課から削除

（２）次世代を担う子ども達の育成（重点施策２）：生物多様性あきる野戦略② - 2

<ゴール（目標とする到達点）>

- 1 生物多様性に関する環境教育や体験学習が定着している。
- 2 本市の生物多様性を学ぶ教材を作成し、教育現場などで活用されている。
- 3 次世代を担う子ども達が育成されている。

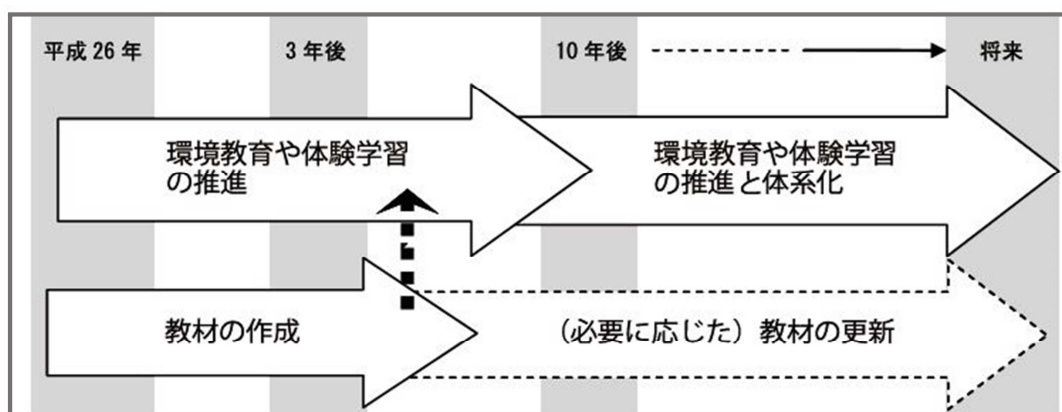
<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和６年度 評価
小中学校に関するもの	小中学校における環境教育の継続	指導室	A
	食育の推進	指導室 学校給食課	A
	小中学校で活用できる教材の作成	環境政策課	A
その他の場所に関するもの	小宮ふるさと自然体験学校における体験学習の継続	環境政策課	A
	森の子コレンジャー活動の継続	環境政策課	A

取組		市の所管課等	令和6年度 評価
その他の場所に関するもの	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの継続	環境政策課	F
	子どもの水辺事業の推進	生涯学習推進課	第二次環境基本計画から削除※
	未就学児を対象とした環境教育の継続	環境政策課 保育課	A
	幼稚園や保育園を対象とした環境教育の普及啓発	保育課	A
	小峰ビジターセンターや河川管理者などと連携した環境学習の推進	環境政策課	C

※ 当該事業は市民団体が実施主体であり、市が主体となる施策ではないため、削除

＜重点施策2のスケジュール＞



(3)後継者の育成：生物多様性あきる野戦略② - 3

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和6年度 評価
担い手の育成・活用に関するもの	担い手（ボランティアなど）を育成・活用する仕組みの充実	環境政策課	B
後継者育成に関するもの	農業後継者の育成支援	農林課	A
	有害鳥獣対策などにつながる資格更新などの支援	農林課	A

基本方針3 生物多様性の保全

③守る

- ③ - 1 生物多様性を保全する仕組みづくり（重点施策3）
- ③ - 2 有害鳥獣対策及び外来種対策の推進
- ③ - 3 生態系の保全に向けた取組の推進

（1）生物多様性を保全する仕組みづくり（重点施策3）：生物多様性あきる野戦略③ - 1

＜ゴール（目標とする到達点）＞

- 1 「（仮称）生物多様性保全条例」を制定し、市内外に周知・定着を図っている。
- 2 希少種が存在するなど、保全が必要な地区の保全区域化が進んでいる。
- 3 保全すべき種を選定し、定期的な見直しを行う仕組みを構築している。
- 4 カントリーコードを設定し、市内外に発信している。

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和6年度 評価
規制の策定などに関するもの	（仮称）生物多様性保全条例の制定	環境政策課	改訂版から削除※1
	市民・観光客向けカントリーコードの設定	環境政策課	B
	あきる野市版レッドリストの作成	環境政策課	A
区域の指定などに関するもの	生物多様性保全区域の指定	環境政策課	B
	必要な都市計画の見直し	都市政策課	第二次環境基本計画から削除※2
	重要地域の公有地化	環境政策課	A
	保存緑地の指定	環境政策課	A
	文化財の指定・保護	生涯学習推進課	A
財源の確保に関するもの	郷土の恵みの森づくり事業基金の運用	環境政策課	改訂版から削除※3
	生物多様性保全基金の創出の検討	環境政策課	改訂版から削除※4
	地球温暖化対策とタイアップしたクレジット制度導入の検討	環境政策課	改訂版から削除※5

※1 制定が終了したため、削除

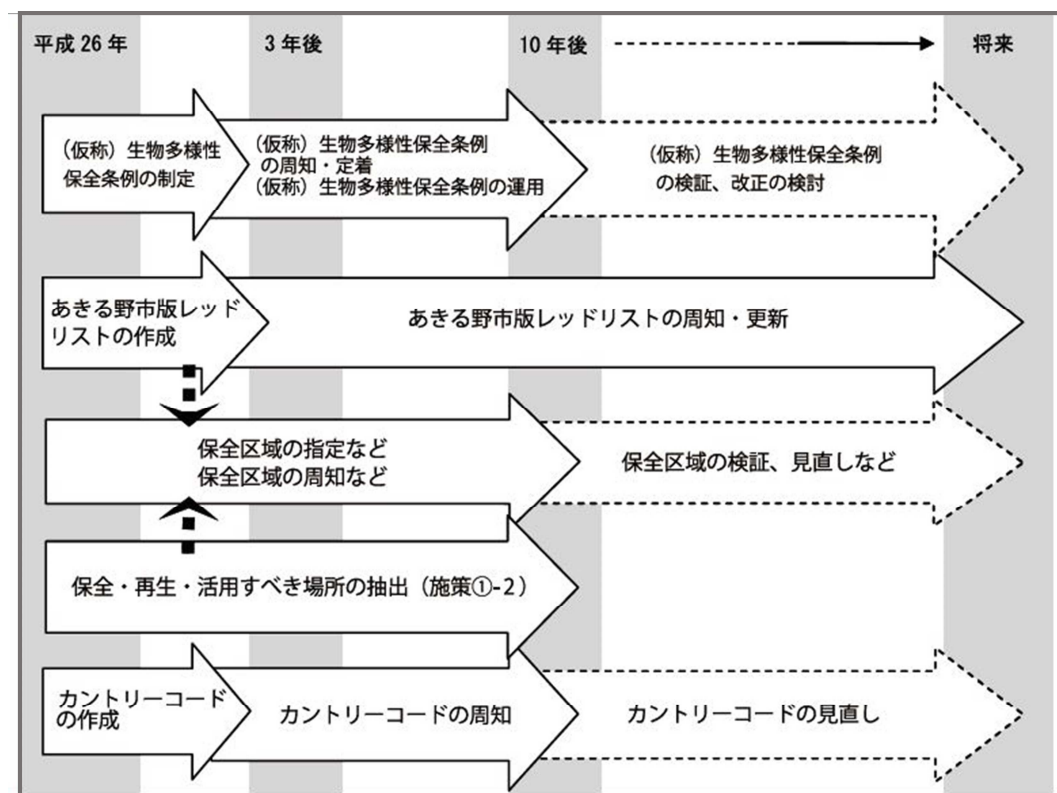
※2 都市計画の見直しは、総合的な視点から行うべきものであり、自然環境のみに特化した見直しを行うものではないため、削除

※3 環境保全基金として統合され、計画的に環境保全（金比羅山整備など）に運用されているため、削除

※4 環境保全基金に統合されているため、削除

※5 調査・情報収集を行ったが本市では難しいため、削除

＜重点施策3のスケジュール＞



（２）有害鳥獣対策及び外来種対策の推進：生物多様性あきる野戦略③ - 2

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和6年度 評価
有害鳥獣対策及び 外来種対策に関するもの	効率的かつ効果的な手法の検討・実施	環境政策課 農林課	A
有害鳥獣対策に関するもの	有害鳥獣対策の実施	農林課	A
外来種対策に関するもの	外来種対策（アライグマ・ハクビシン）の実施	環境政策課	A
	特定外来生物対策の実施	環境政策課	A
	外来種対策の拡大・強化の検討	環境政策課	A
	東京都、近隣市町村と連携した外来種対策の推進	環境政策課	A

(3)生態系の保全に向けた取組の推進 :生物多様性あきる野戦略③ - 3

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和6年度 評価
総合的な緑地の保全や緑化の推進に関するもの	緑の基本計画の改定	都市政策課	改訂版から削除 ^{※1}
森林に関するもの	郷土の恵みの森づくり事業の推進	環境政策課	A
	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	農林課	A
	森林保全・活用のための整備の推進	環境政策課 農林課	A
里山に関するもの	(里山における)モデル地区での保管理活動の実践(横沢入里山保全地域など)	環境政策課	A
	里山の保全策の検討	環境政策課	A
農地に関するもの	農地の適正管理と活用(生産緑地制度の推進・管理・追加指定、市民農園制度の活用・取組方策の検討(遊休農地の活用ほか))	農林課 都市政策課	A
河川に関するもの	河川整備における生物多様性への配慮、河川環境の保全	生活環境課 建設課	A
	清流保全協力員活動の継続	生活環境課	A
	事業所排水対策(水質調査、汚濁防止、普及啓発の実施)の継続	生活環境課	A
	生活排水対策(下水道への接続啓発・普及、合併処理浄化槽の設置補助、普及啓発の実施)の継続	生活排水対策課	A
地下水・湧き水に関するもの	地下水保全対策の継続(揚水規制)	生活環境課 農林課	A
	湧水保全対策(湧水調査、湧水のPR、雨水浸透の促進)の継続	生活環境課 住宅政策課	A
崖線に関するもの	崖線地区の保全	地域防災課 ^{※2} 環境政策課 住宅政策課	A

※1 改定の予定がないため、削除

※2 地域防災課における崖線地区の保全は、防災が主目的であり、生態系の保全に特化したものではないため、第二次環境基本計画の担当課から削除

④創る

- ④ - 1 恵み豊かな緑と水の創出(重点施策4)
- ④ - 2 市街地における緑の創出

(1)恵み豊かな緑と水の創出(重点施策4) :生物多様性あきる野戦略④ - 1

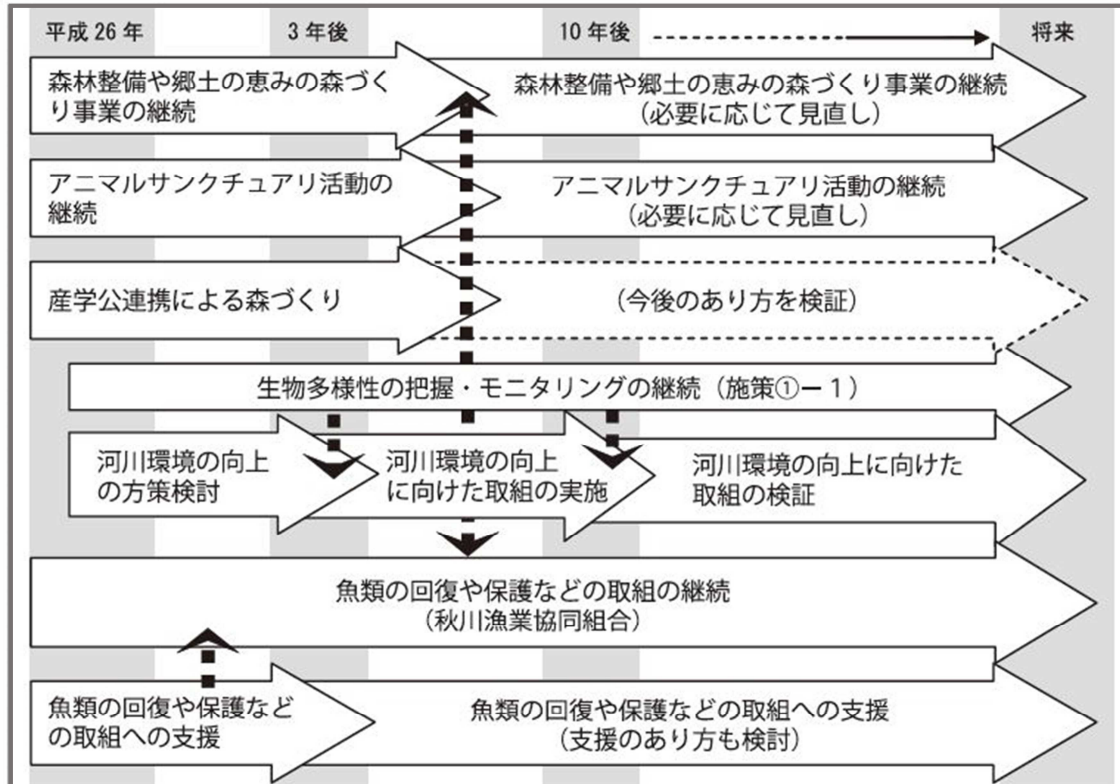
<ゴール(目標とする到達点)>

- 1 森林整備や「郷土の恵みの森づくり事業」により、森林の生物多様性が向上している。
- 2 秋川の河川環境が向上している。
- 3 「江戸前アユ」が復活するとともに、ヤマメ等の魚類が豊富に生息している。

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和6年度 評価
森林に関するもの	森林整備計画等に基づく林業振興・森林保全策の推進	農林課	A
	郷土の恵みの森づくり事業の推進	環境政策課	A
	アニマルサンクチュアリ活動	環境政策課	A
	森林保全・活用のための整備の推進	環境政策課 農林課	A
魅力あふれる川づくりに関するもの	河川環境の維持・向上	環境政策課 建設課	A
	魚道の整備	農林課	A
	魚類が産卵しやすい川づくり	農林課	A
	稚魚の放流	農林課	A
	川魚（江戸前アユ）の復活などの魚類の保護の推進	農林課	A
	河川環境の向上についての検討	環境政策課	B

<重点施策4のスケジュール>



(2)市街地における緑の創出：生物多様性あきる野戦略④ - 2

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和6年度 評価
公共施設などの緑化に関するもの	公共における生物多様性に配慮した緑の充実（公共施設や公園、街路樹の適正管理）	関係各課	A
	公共における生物多様性に配慮した緑の拡大（公共施設や公園、街路樹の拡大）	関係各課	A
市街地の緑化に関するもの	緑化の推進（工場立地法、ふるさとの緑地保全条例・宅地開発等指導要綱）	環境政策課 住宅政策課	A
	住宅地等の緑化の推進	環境政策課	A
崖線の緑に関するもの	住民生活の安全性の確保を前提とした緑の回復方策の検討	地域防災課 環境政策課	A



基本方針 4 生物多様性の持続的な活用

⑤活かす

- ⑤ - 1 地産地消の推進
- ⑤ - 2 生物多様性を活かした商品等の開発
- ⑤ - 3 生物多様性を活かした観光振興（重点施策5）

（1）地産地消の推進：生物多様性あきる野戦略⑤ - 1

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和6年度 評価
農畜産物に関するもの	地産地消型農業の推進	農林課	A
	農畜産物などの地産地消の推進	農林課	改訂版から削除 ^{※1}
地元産材に関するもの	森林資源の需要の喚起（新たな資源価値の付加・間伐材などの積極的活用）	農林課	A
	公共施設における地元産材の使用促進	施設所管課	A

※1 地産地消型農業の推進に統合されているため、削除

（2）生物多様性を活かした商品等の開発：生物多様性あきる野戦略⑤ - 2

＜施策・事業＞

取組		市の所管課等	令和6年度 評価
ブランド開発などに関するもの	「秋川溪谷物語」ブランドの普及拡大	商工振興課	A
	「秋川溪谷」のブランド化の推進	観光まちづくり推進課	A
	「森っこサンちゃん」を活用した商品等の開発	環境政策課 商工振興課	A

（3）生物多様性を活かした観光振興（重点施策5）：生物多様性あきる野戦略⑤ - 3

＜ゴール（目標とする到達点）＞

- 1 観光振興による地域活性化が進められている。
- 2 「東京のふるさと あきる野」のイメージが定着している。
- 3 観光客等のニーズに応じたコンテンツが体系化されている。
- 4 日本ジオパーク認定やジオパークの維持に関する取組が市全体で定着している。
- 5 日本ジオパークに認定されている。

<施策・事業>

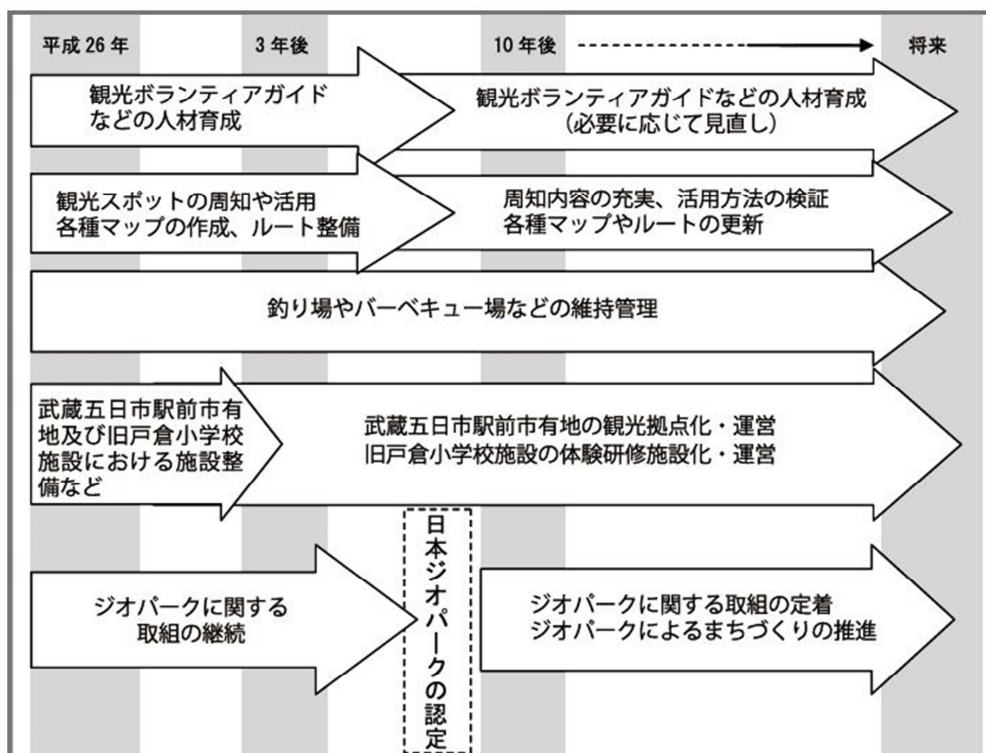
取組		市の所管課等	令和6年度 評価
ジオパークに関するもの	秋川流域ジオパーク構想の推進	観光まちづくり 推進課	改訂版から削除※1
観光拠点等の整備に関するもの	武蔵五日市駅前市有地の観光拠点化	観光まちづくり 推進課	A
	旧戸倉小学校施設の体験型研修施設化	観光まちづくり 推進課	A
観光ルートの設定に関するもの	あきる野百景などの観光スポットの周知・活用	環境政策課 観光まちづくり 推進課	A
	各種マップの作成	観光まちづくり 推進課	A
	古道・散策コース（フットパス）及び景観の整備	環境政策課	A
	観光ボランティアガイドの育成	観光まちづくり 推進課	A
	各種ルートの設定（散歩道・遊歩道）	観光まちづくり 推進課	A
親水に関するもの	釣りなどのレジャーへの活用	観光まちづくり 推進課	A
	遊漁券の発行	（秋川漁業協同 組合）	第二次環境基本計 画から削除※2
	バーベキュー場の維持管理	観光まちづくり 推進課	A
農業体験に関するもの	農業体験の指導者の育成	農林課	第二次環境基本計 画から削除※3

※1 事業が終了したため、削除

※2 事業として有効ではあるものの、市が行う事業ではないため、削除

※3 農業体験用の指導者を育成する事業がないため、削除

<重点施策5のスケジュール>



基本方針5 推進主体間の協働体制の構築

⑥つながる

⑥ - 1 推進主体などによる協働体制の構築（重点施策6）

⑥ - 2 協働の機会の創出（重点施策7）

（1）推進主体などによる協働体制の構築（重点施策6）：生物多様性あきる野戦略⑥ - 1

<ゴール（目標とする到達点）>

- 1 推進主体等による新たな組織「（仮称）あきる野生きもの会議」が機能している。
- 2 庁内横断組織が機能している。
- 3 市内活動団体のネットワークが構築され、情報共有の仕組みができています。

<施策・事業>

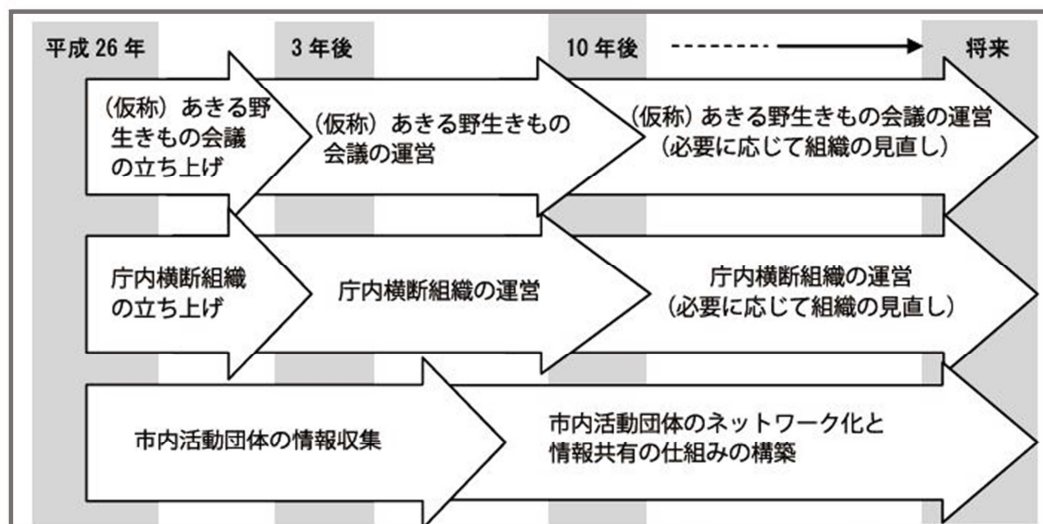
取組		市の所管課等	令和6年度 評価
協働体制の整備に関するもの	市民・事業者・市などによる組織の設置	環境政策課	A
	庁内横断組織の設置	環境政策課	第二次環境基本計画から削除※1
	人が集まり情報交換・発信するための場の創出	環境政策課	改訂版から削除※2
	活動団体の情報収集と共有化の推進	環境政策課	改訂版から削除※3
活動団体への支援に関するもの	生物多様性の活動を支援する仕組みの検討	環境政策課	A

※1 第二次環境基本計画策定以前に、生物多様性推進委員会を設置し、取組が完了したため、削除

※2 自然環境分野「基礎情報の調査・収集」に統合されているため、削除

※3 自然環境分野「基礎情報の調査・収集」に統合されているため、削除

<重点施策6のスケジュール>



(2)協働の機会の創出(重点施策7):生物多様性あきる野戦略⑥ - 2

<ゴール(目標とする到達点)>

- 1 協働の機会の紹介など、多様な主体の参画・参加を促す仕組みが構築されている。
- 2 参画・参加が可能な生物多様性の取組が認識されている。
- 3 多くの市民・事業者が生物多様性の保全等に関する取組に参画・参加している。

<施策・事業>

取組		市の所管課等	令和6年度 評価
全般に関するもの	環境委員会の運営	環境政策課	A
	秋川流域ジオパーク推進会議の運営	観光まちづくり推進課	改訂版から削除 ※1
森づくりに関するもの	森林サポートレンジャーあきる野の継続	環境政策課	B
	森づくりにおける町内会・自治会などの連携	環境政策課	A
	市民参加の森づくり事業の推進(ボランティアの育成・活用の仕組みづくり)	環境政策課 農林課	A
	菅生地区をモデルとした産学公連携の森づくりの推進	環境政策課	改訂版から削除 ※2
里山に関するもの	横沢入里山保全地域運営協議会への参画	環境政策課	第二次環境基本計画から削除※3
農地に関するもの	遊休農地の活用方法の検討・推進(市民、学校農園)	農林課 指導室※4	A
	ふるさと農援隊の継続	高齢者支援課	A
	農と生態系を守り隊の継続	農林課	A
河川に関するもの	流域の一体的な保全(平井川流域連絡会への参画などの河川管理者との連携による河川管理)	環境政策課	A
市街地の緑などに関するもの	アダプト制度の運用	建設課	A

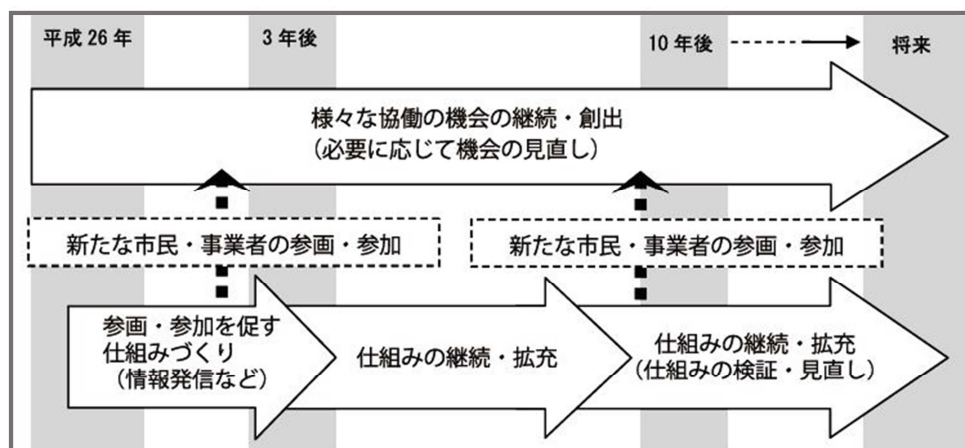
※1 事業が終了したため、削除

※2 協議会が解散したため、削除

※3 横沢入里山保全地域の保全等は、都からの受託事業であり、市が主体的に行うものではないため、削除

※4 学校農園は遊休農地の活用の事例であり、指導室として遊休農地の活用方法の検討・推進を行うものではないため、第二次環境基本計画の担当課から削除

<重点施策7のスケジュール>



3 あきる野市環境委員会からの意見

環境委員会では、自然環境、生活環境、エネルギー環境、人の活動の4分野のグループに分かれ、環境基本計画、生物多様性あきる野戦略の施策の進捗状況について点検評価を行っています。ここに、環境委員会から提出された意見をとりまとめ、掲載します。

3-1 「第二次あきる野市環境基本計画」「生物多様性あきる野戦略」に期待すること

自然豊かな観光市あきる野に多くの人が集って来る。今後も清浄で豊かな自然環境が市民や観光客に保全されることを期待する。
3年間同一の実績もあることから、具体的な単年度目標の設定や重点施策を策定して取り組む必要があると考える。
廃食油や白色トレイの回収など様々な事業を展開していることは承知しているが、ごみ処理施設の焼却熱を利用し発電をするサーマルリサイクルにより、施設の電力を100%自給自足し、余剰電力の売電もしていることの発信が足りないように感じる。その発信不足が、「プラスチックを燃やせるから分別が楽」と考え、リサイクルの意識の向上につながらない原因となっているように思うため、市としての基本的な考えや実績を今以上に発信することを要望する。
自治体ごとにごみの分別ルールが異なる中で、あきる野市には観光等で市外から多くの方が訪れる。市外から観光等で一時的に来た人にも、市の分別ルールや環境保全について意識してもらえるような取組を期待する。
地球温暖化対策の着実な実行には、あきる野市のリーダーシップが必須であるため、秋川渓谷瀬音の湯をはじめとする市の施設が先頭を切ってバイオマスや太陽光などの再生可能エネルギーを積極的に導入する事を要望する。
地球温暖化対策に向けた施策において、再生可能エネルギーの導入などに対し東京都から様々な補助金等があるが、市民への浸透がなされていないと思われる。東京都の補助金は内容が多すぎてわかりにくいいため、活用促進に向けて説明会の開催などを含め、様々な角度からわかりやすく市民に向けて発信されたい。
第二次あきる野市環境基本計画の事業計画を着実に実施するためには、長期的なロードマップや単年度での明確な目標を持って取り組む事を期待する。
打ち水散水を奨励する仕組みについて、仕組み作りではなく、打ち水効果についての周知啓発、市民活動の推進といった、組織を作らなくても市民が参加出来ることの広報強化に変更するなど検討されたい。
市と市民が共同で推進して行く項目が多く、施策として人数目標を定めているものがあるが、基本的に自治会・町内会が支援せざるを得ない状態が続いており、目標設定が人数管理と組織の変化で評価がしにくい部分が見られる。目標値のあり方を人数ではなく、広報の強化や活動支援に変更して、市民が自主的に参加する体制構築などに変更する等検討されたい。

3-2 環境委員会として推進していく施策・事業、市民協働で担う役割

昨今の自然環境の変化（地震、高温、降水帯など）への対応策も全市的に話題になるよう期待する。

有害害虫による被害が増加傾向にあるので、取り組みの強化や新施策を働きかける必要があると考える。

市民・事業者が実施している活動について、市はアンケート調査などにより把握となっている（参照：「第二次あきる野市環境基本計画改訂版 令和4年6月発行」P.57）が、これについても環境委員会として把握していきたい。そうすることで、普段から市民協働の仲立ちをしていきたい。

会議の活性化と質の向上へ、ファシリテーション技術を踏まえた会議進行の導入や、環境委員と職員のトレーニング機会の紹介や設定をしたい。

「知る」活動を拡大し、自然、環境、SDGsの多様な知識と有り様や広がりについて、環境委員として学び、より充実した活動につながる場づくりを進めたい。

なお、その際に考えられるテーマとして、「補助金」「国立公園」「再生可能エネルギー」「生物多様性」など、環境委員の活動に直結する、多様な知るべき課題としたい。